北海道職員のデジタル人材育成に関する計画について【概要】

R4.11 総合政策部次世代社会戦略局DX推進課

1 策定趣旨

国の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(R4.6閣議決定)や「デジタル田園都市国家構想基本方針」(R4.6閣議決定)などを踏まえ、R4.3に策定した「Smart道庁の推進に向けたデジタル化取組方針」に基づいた**道庁におけるデジタル人材の育成・確保の方向性や具体的な取組を示す**もの。



2 計画概要

◆取組期間:令和4年度~令和7年度(4年間)

◆対 象:すべての道庁職員

目指す人材像

●デジタルに親しみ、活用の道筋や効果を積極的に全道へ発信することで、デジタル活用の社会風土の醸成に寄与し、イノベーションの起爆剤となる職員

本計画のポイント

- ■広く職員が受講できる**研修の充実を図り、デジタル推進リーダー(レベル1)を育成、各職場でデジタル化の先頭に立つ。**また、民間企業と連携等しながら、より**高度なデジタル人材(レベル2以上)を育成**
- ■高度な専門知識・技術を持つデジタル人材を外部から確保し、施策へのアドバイスや内部研修講師を務める
- ■デジタル人材区分の設定やスキル認定などにより能力の見える化を図るとともに、表彰などにより能力発揮へインセンティブを高める

デジタル人材区分

● 求められる人材像として、新たにデジタル人材区分を設定 職場、階層により適切に配置

育成・確保の方向性

- レベル1~2に照準を合わせ道庁全体のデジタル力の向上を重点的に実施
 - → 全庁で研修の実施・学習機会の提供等により育成を進める
- レベル3~4は育成のほか、適宜外部人材にて補完
 - → 次世代社会戦略局が中心となって育成

取組内容

● 職員研修

- →効率的な研修プログラムの整理・実施
- →デジタル人材を講師とした研修の実施

● 学習機会の情報提供

- →外部コンテンツの活用
- →デジタル関連の国家試験等の資格取得に向けた 情報発信

● デジタル推進リーダーの設置

→各課に1名設置し、各職場のデジタル活用・意識 向上に向けた取組を展開

● デジタル人材の確保

- →民間企業や研究機関など外部から、高度な知識・ 技術を身に付けた人材を期間を限定する形で任用
- →民間企業や自治体の職員の派遣を受け入れ
- →高度な専門技術を有するデジタル人材としての資質 を備えている潜在的な職員の掘り起こし
- →デジタルを活用した施策立案などに顕著な成果を 上げた職員への表彰など